

船橋市湊町地区 大規模雨水処理施設整備事業計画（第1回変更）

（様式1）

項 目	内 容 ・ 施 策 等
選定理由	湊町地区は浸水常襲地域であったことから早期から下水道整備に着手し、浸水を防止してきた。当該地区の雨水を排水する都疎浜ポンプ場は昭和45年より供用開始している施設であり耐震診断の結果、耐震性能を有していないことが判明した。地震時にも揚水機能を確保し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の改築を実施する必要がある。
整備目標	① 本計画における対象降雨 ・ 本計画における対象降雨：50mm/hr ・ 目標とする理由：公共下水道事業計画における計画降雨 ・ ハード整備による整備水準の目標：50mm/hr ② 目標設定 i) 生命の保護の観点：改築により地震時においても当該地区に存在する高齢者・障害者等要配慮者利用施設4箇所の浸水を防止する。 ii) 都市機能の確保の観点：改築により地震時においても当該地区に存在する市役所、医療機関の浸水を防止する。 iii) 個人財産の保護の観点：改築により地震時においても当該地区に存在する家屋の浸水を防止する。 iv) その他：特になし

項 目	内 容 ・ 施 策 等			
内水ハザードマップ策定状況	・ 有（令和2年8月策定済み）			
主な事業内容	公助	ハード対策	下水道管理者	都疎浜ポンプ場建替基本設計業務委託 都疎浜ポンプ場建替実施設計業務委託 都疎浜ポンプ場改築工事
			下水道管理者以外	
		ソフト対策	下水道管理者	
			下水道管理者以外	
	自助	ハード対策		
		ソフト対策		

備考) 事業内容については主な施策について具体的な実施数量を記述

また、下水道管理者以外が行う施策については、道路管理者など実施主体、制度要綱等を具体的に記述

＊下水道浸水被害軽減総合事業に該当する場合、既存の施設調書を別途添付すること

年度計画（百万円）

名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
都疎浜ポンプ場	37	63	0	0	76	195
計	37	63	0	0	76	195

名称	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
都疎浜ポンプ場	113	424	928	233	507	365
計	113	424	928	233	507	365

名称	令和14年度	計
都疎浜ポンプ場	435	3,376
計	435	3,376

備考) 事業内容に位置づけた施設について年割額（事業費）を記述。

整備済のものは含めない。

項 目	内 容 ・ 施 策 等
整備効果	・ 設置から 50 年が経過している西浦処理区（湊町地区）の都疎浜ポンプ場について、耐震性能を有したものとし、地震時における雨水排水機能（揚水機能）を適切に確保する。（ポンプ能力 2 6 7 . 6 m ³ /分）
放流先河川との調整状況	該当なし
その他	

(参考図面)

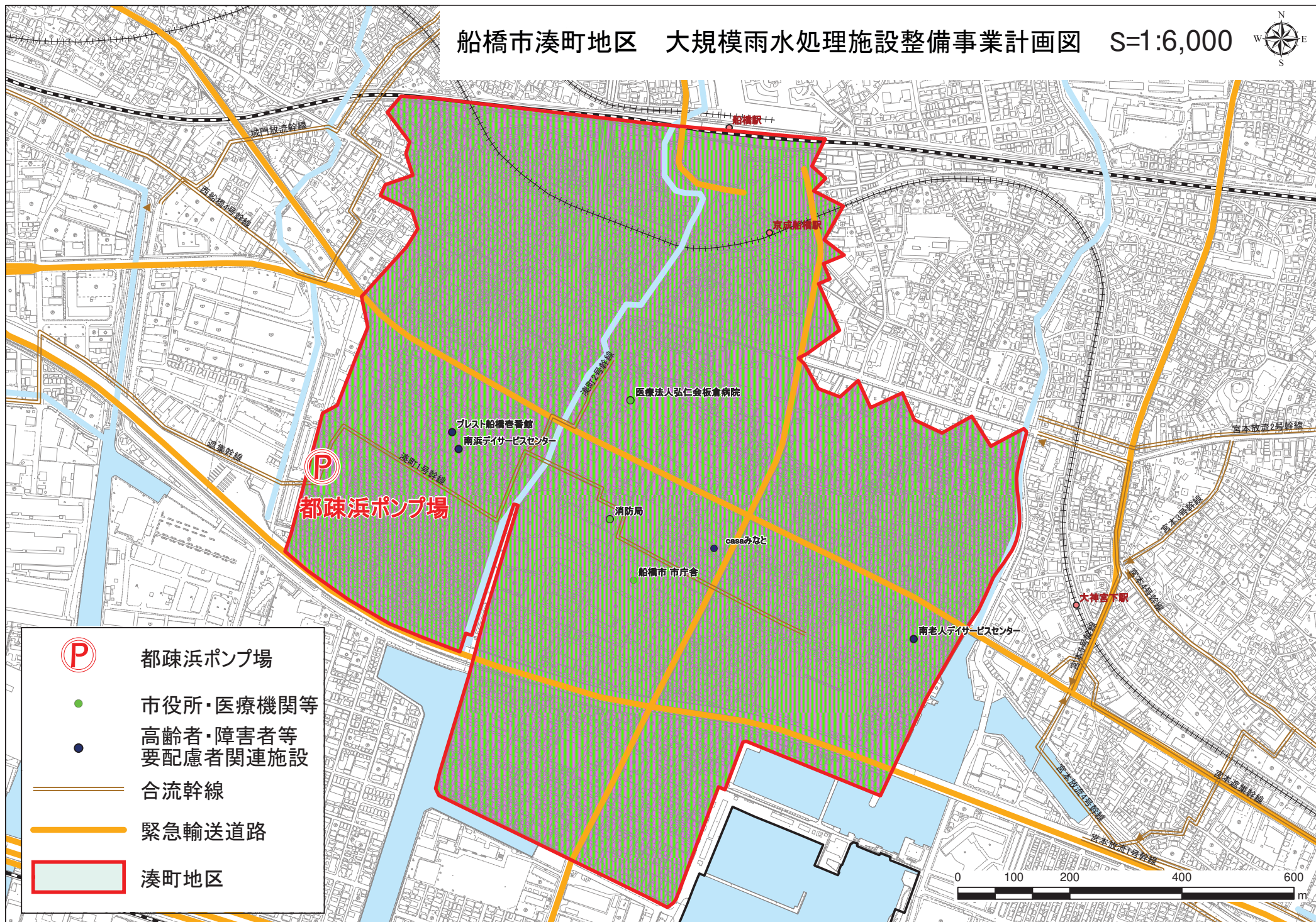
1. 使用図面

5,000～10,000 分の 1 程度で計画内容がわかるようにする。

2. 図面記載内容

記載内容	色別	適用
貯留施設 施工済 計画期間内施工予定 集水区域	黒 赤 青	貯留施設を 2～3mm の実践で書く。 施設名を記入。 集水区域を 5mm 幅程度で囲む。施工済の場合は黒で全体を薄く塗りつぶす。
浸透施設 施工済 計画期間内施工予定 整備区域	黒 赤 青	対象区域を 5mm 幅程度で囲む。 施設名を記入。 対象区域を 5mm 幅程度で囲む。
ポンプ施設 施工済 計画期間内施工予定	黒 赤	直径 5mm の円に P で表現。 色で塗りつぶす。
雨水又は合流管渠 施工済 計画期間内施工予定	茶 橙	昭和 46 年 10 月 9 日付建設省告示第 1705 号の別表に定める基準に適合する管渠を 1mm の実線で書く。 管渠名を記入。
計画対象区域界	桃	2mm の実線。
① 駅 ② 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(緊急輸送道路, 防災拠点等) ③ 国の防災関係機関や県庁, 市役所等の施設 ④ 高齢者・障害者等要配慮者関連施設 ⑤ 床上浸水被害の未解消地区 ⑥ 下水道管理者以外の主体との連携により行われている整備 ⑦ 防水ゲート, 止水板又は逆流防止施設 ⑧ 各戸貯留浸透施設	緑 水色 黄色	色で塗りつぶす。 施設名を記入。 水色で全体を薄く塗りつぶす。 黄色で全体を薄く塗りつぶし, 事業主体と事業名を記載。

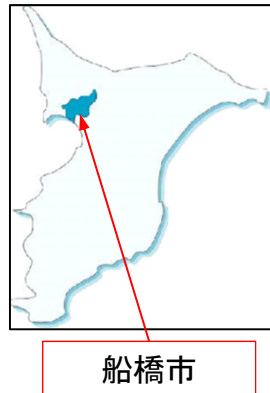
船橋市湊町地区 大規模雨水処理施設整備事業計画図 S=1:6,000



ふなばし みなとちよう
船橋市湊町地区 大規模雨水処理施設整備事業計画

○湊町地区は浸水常襲地域であったことから早期から下水道整備に着手し、浸水を防止してきた。当該地区の雨水を排水する都疎浜ポンプ場は昭和45年より供用開始している施設であり耐震診断の結果、耐震性能を有していないことが判明した。地震時にも揚水機能を確保し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の改築を実施する必要がある。

位置図



とそはま
都疎浜ポンプ場

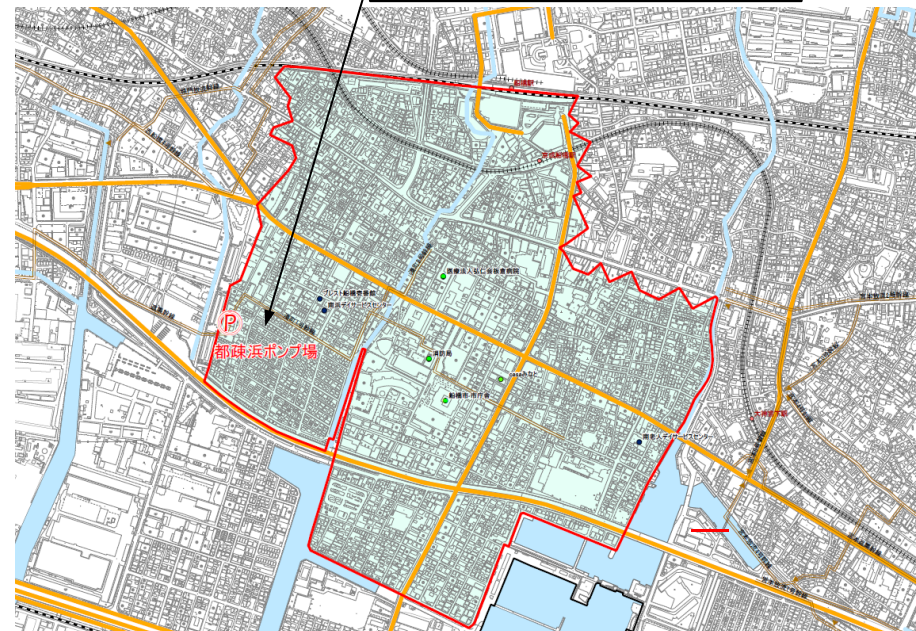


昭和45年12月 使用開始

事業概要

- 事業内容 : 都疎浜ポンプ場改築
- 全体事業費 : 約3,376 百万円
- 事業期間 : 令和2年度～令和14 年度

とそはま
都疎浜ポンプ場



事業の効果

設置から50年が経過している西浦処理区(湊町地区)の都疎浜ポンプ場について、耐震性能を有したものとし、地震時における雨水排水機能(揚水機能)を適切に確保する。(ポンプ能力 267.6m³/分)

対象とする地震動

・「船橋市地域防災計画」に基づく東京湾北部地震(Mw7.3 クラス、震源深さ17～33km、震度6強相当)